

地方独立行政法人制度の改革に関する研究会報告書（概要）

1 国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応

【PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築】

- 設立団体の長を評価主体とする
- 中期目標の具体化
- 中期目標に係る業績評価の時期を1年前倒しして中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行う 等

【法人の内外からの業務運営を改善する仕組みの導入】

- 業務方法書における内部統制体制の記載
- 役員損害賠償責任等に関する見直し
- 役職員の再就職等規制の導入
- 監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員不正行為に関する報告等の義務の明確化
- 役員公募等を努力義務化
- 設立団体の長による著しく不適正な業務運営等に対する是正・業務改善命令 等

2 地方公共団体からの要望への対応

【公立大学法人】

- 同じ高等教育機関である国立大学法人と比べて、制度上、認められている業務範囲が狭くなっている事項等が存在。

設立団体や公立大学法人から、以下の4項目について公立大学法人でも行うことができるよう、制度改革要望あり。

・出資 ・長期借入 ・余裕金の運用 ・附属学校の設置

- 国立大学と同等の教育・研究環境の整備や地方創生の取組の中で人材育成や産業創出に公立大学法人が役割を果たすためには、公立大学法人において、より積極的な大学経営が求められる。



基本的に、国立大学法人のスキームに即した形での制度改革を行う。

【公営企業型地方独立行政法人】

- 公立大学法人における地方公共団体からの制度改革要望の検討に際し、公立大学法人以外の法人類型においても共通する項目（出資、長期借入、余裕金の運用）があることから、各項目についてニーズ調査を実施。



- 公営企業型地方独立行政法人について、一定のニーズを踏まえ、財投機関債等（特別の法律により法人の発行する債券）を余裕金の運用対象に追加することができるよう、制度改革を行う。

3 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方

- 人口減少社会においてリソースに限られる中では、市町村業務について効率的に処理する方策として、外部資源を活用する仕組みを充実することが重要。



- 窓口関連業務について、民間委託ができない公権力の行使を含む包括的な業務について処理を可能とする。これらの業務を行う場合、市町村が監督命令や事務の直接執行をできるようにするなど市町村によるガバナンスを強化する。
- 既に設立された地方独立行政法人に他の市町村が事務を処理させることを可能とするなど新たな広域連携の手法として活用する。

1 国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応

①業務の特性を踏まえた法人の分類

【国の独立行政法人制度改革の改正概要】

- 全法人を一律に規定している現行制度を見直し、業務の特性に対応して法人のマネジメントを行うため、中期目標管理法人・国立研究開発法人・行政執行法人の3つの分類を設け、それぞれに応じた特例を規定。

【地方独立行政法人制度の見直し方針】

- 現行制度において、地方独立行政法人が担う業務を限定列挙し、業務特性に応じた特例規定を設けていること等から、新たな法人分類の規定や国の類型に応じた特例規定の新設はいずれも不要。

②PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

【国の独立行政法人制度改革の改正概要】

(※) ……公立大学を除く

- 目標を指示する主務大臣が評価に関与していなかった現行制度を改め、主務大臣の下での政策のPDCAサイクルを強化するため、主務大臣を評価主体とするなど目標・評価の一貫性・実効性を向上。

【地方独立行政法人制度の見直し方針】

- 設立団体の長を評価主体とし、中期目標を基礎としたPDCAサイクルを実効的なものとする。これに伴い評価委員会の役割を整理(※)。
- PDCAサイクルを効果的に機能するため、具体的な中期目標を設定すべきことを明確化。
- 中期目標に係る業績評価の時期を1年前倒しして中期目標期間の最終年度に見込みによる評価を行うこととし、中期目標期間の業績評価の結果を次期中期目標の策定、予算要求等に適切に反映させることを可能とすることにより、中期目標管理の実効性を向上。

③法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

【国の独立行政法人制度改革の改正概要】

(※) ……公立大学を除く

- 監事の権限が不明確、法人の違法行為に対して主務大臣から是正要求のみしか行えない現行制度を見直し、法人内外から業務運営を改善し得よう法人内部のガバナンス強化するほか、主務大臣による是正措置を整備。

【地方独立行政法人制度の見直し方針】

〔法人の内部からの業務運営改善〕

- 地独法の業務方法書において、内部統制体制の整備に関する事項について記載することを義務化。
- 監事・会計監査人による報告徴収・調査の権限や役員の不正行為に関する報告等の義務を明確化。
- 役員任期について、中期目標を基本としたPDCAサイクルを実効的にする観点から中期目標期間を考慮(※)。
- 役員損害賠償責任等に関する見直しや役職員の再就職等規制を導入。役職員の給与等について国・地方公務員の給与等を考慮・参酌。

〔法人の外部からの業務運営改善〕

- 理事長や監事の任命にあたって、適切な人材を登用する観点から、必要に応じ公募や推薦等の措置を講ずるよう努めるものとする(※)。
- 設立団体の長は、法令違反又はそのおそれがあると認めるときに加え、法人運営が著しく不適正で公益を害することが明白な場合において特に必要があると認めるとき等、是正・業務改善のため必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

2 地方公共団体からの要望への対応

公立大学法人に係る要望への対応

公立大学法人による出資

- 公立大学法人でも国立大学法人と同様に、大学の教育研究の活性化や新産業の創出等に寄与することが重要。
- 出資の限度を超えて大学側に損失が生じるリスクが低いと考えられる承認TL0については、設立団体の長の認可のもと出資を認める。

公立大学法人が行う長期借入

- 公立大学法人でも国立大学法人と同様に、大学自らのイニシアティブによる施設整備の取組への機運が高まるとともに、設立団体の財政事情に左右されない安定的な財源確保が重要。
- 事業収入や移転後の土地売却収入等で償還財源を賄うことができるものに限り、設立団体の長の認可のもと長期借入を認める。
※ 附属病院事業に係る長期借入については、慎重に検討。

公立大学法人の余裕金の運用

- 公立大学法人でも国立大学法人と同様に、自助努力により経営基盤の強化を図ることが重要。
- 国立大学法人での取扱いを踏まえ、安全資産の範囲での運用を可能とする。

公立大学法人による附属学校の設置

- 学長のリーダーシップのもと、一体的な教育研究組織としての効率的な運営を可能とし、地域の特性やニーズを活かした教育を行うことが重要。
- 学校教育法上の課題（教育委員会の問題及び人事・財政上の問題）が解消されるのであれば、地独法制度上、公立大学法人による附属学校を設置することとして差し支えない。

公営企業型地方独立行政法人に係る要望への対応

公営企業型地方独立行政法人による出資

- 独法通則法及び独法国立病院機構法等は明文の規定がなく、具体的なニーズも不存在。
- 現状制度を維持（出資を認めない）。
※ 地域医療連携推進法人の基金への拠出については検討。

公営企業型地方独立行政法人が行う長期借入

- 病院事業においてはリスクが大きいこと、事業規模や採算性が様々であり厳格な手続が必要であること、実際的な活用のニーズが不明であること等を考慮することが必要。
- 引き続き慎重に検討。

公営企業型地方独立行政法人の余裕金の運用

- 財投機関債等は、財政融資資金を利用する公共的機関が発行する債券であること、多くの独立行政法人が運用対象としていることから、比較的确实性の高い債券と認めることが可能。
- 財投機関債等（特別の法律により法人の発行する債券）を運用対象に追加。

3 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方

背景

○ 人口減少社会においてリソースに限られる中では、市町村業務について効率的に処理する方策として、外部資源を活用する仕組みを充実することが重要。

民間委託における課題

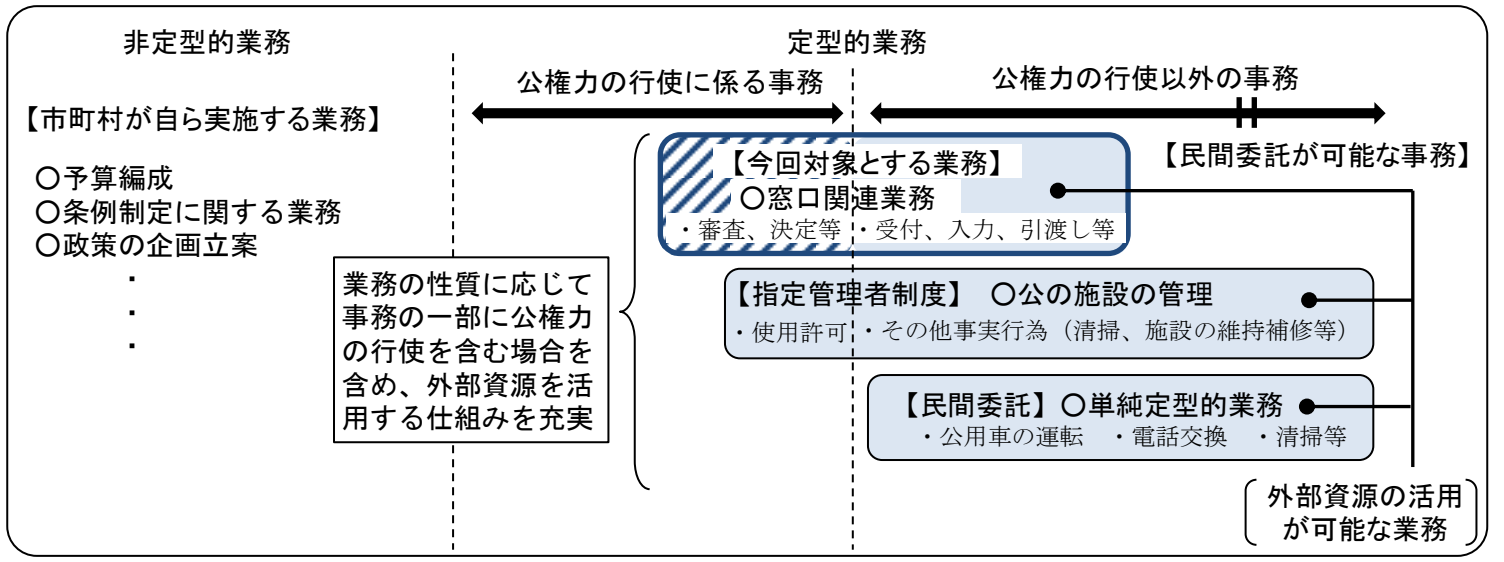
○ 事務の一部に公権力の行使が含まれる場合、一連の事務の一括した民間委託ができず、いわゆる偽装請負の問題を指摘された例がある等、民間委託の活用に限界がある。

小規模自治体における課題

○ 行政サービスの持続可能な提供体制の確保が喫緊の課題。
○ 事務量が少ないことから単独での委託先の確保が困難。

対象とする業務の範囲

○ 窓口関連業務については、一部に審査や交付決定等の公権力の行使が含まれるため、民間委託における具体的な課題が明らかになってきたところ。
○ 今回の制度改正においては、窓口関連業務を対象として、公権力の行使を含む（右図斜線部）包括的な業務について外部資源を活用する仕組みを可能とする。



地方独立行政法人の活用

【特徴】

- 市町村からの独立性
- 市町村によるガバナンス
- 弾力的・効率的で透明性の高い運営
- 事務のノウハウの蓄積、職員の専門性の確保、柔軟な人事運営

【活用の方向性】

- 窓口関連業務に係る民間委託ができない公権力の行使を含む包括的な業務について、地方独立行政法人が市町村長の名においてこれらの業務を行うことを可能とする。この場合、市町村が監督命令や事務の直接執行をできるようにするなど市町村によるガバナンスを強化する。
- 既に設立された地方独立行政法人に他の市町村が事務を処理させることを可能とするなど新たな広域連携の手法として活用する。